

〒〇〇

〇〇市〇〇〇

〇〇 〇〇様

(管理番号 〇〇市-〇-〇〇〇〇〇)

環 生 第 〇 〇 号

〇 〇 年 〇 月 〇 日

静岡県知事 鈴木 康友

(公 印 省 略)

浄化槽の使用に当たり必要な維持管理について

浄化槽は、トイレなどから出る水を、きれいな水に処理して河川等に流す装置で、下水道に接続されていない住宅などに設置されています。

このため、浄化槽管理者は、浄化槽法に基づき、次の3つ全てを行う必要があります。

①法定検査：水質検査、②及び③の実施状況の確認等

②保守点検：浄化槽の点検、調整、修理等

③清 掃：浄化槽内にたまった汚泥の引抜き等

特に①法定検査は、浄化槽が正常に働いているかを確認するための重要な検査です。

①法定検査には、浄化槽の使用開始から4～8か月の間に行う検査（7条検査）と、7条検査受検後毎年1回行う検査（11条検査）があります。

このお手紙は、令和〇年〇月～令和〇年〇月の期間に浄化槽設置届出書を提出した浄化槽の管理者又は所有者のうち、県の調べにより、法定検査の申込みが済んでいない方にお送りしております。

まだ、①法定検査を実施されていないようでしたら、浄化槽の維持管理に必要な検査であるため、検査の申込みを行うようお願いします。

なお、本書と行き違いにより、既に法定検査を申し込まれている場合は、御容赦ください。

～法定検査の申込みについて～

法定検査を実施するには、（一財）静岡県生活科学検査センターへの申込みが必要となります。

受検の申込みは、次の①から③のいずれかの方法で行うことができます。

① （一財）静岡県生活科学検査センターのホームページ（裏面参照）から申込み

② 同封の申し込み書を返信用封筒で郵送

③ 同封の申し込み書をFAX送信（FAX 番号：054-621-5450）

※ 裏 面 が あ り ま す の で 、 ご 確 認 く だ さ い 。



1 よくあるご質問

○「法定検査」と「保守点検」の違いは？

「法定検査」は浄化槽が正常に働いているかを確認する検査のことです。指定検査機関がお客様の浄化槽を「外観検査」「水質検査」「書類検査」により公正中立な立場で検査します。検査結果は県に報告することが定められており、それらの情報は公共用水域の保全に活用されます。

一方、「保守点検」は浄化槽の正常な機能を維持する作業のことです。各装置や機器類が正常に稼働し、破損等の不具合がないか等を調べ、異常や故障などを早期に発見、修理し、消毒薬の補充等を行います。

○「7条検査」と「11条検査」はどちらを申し込めばよいのか？

下表を参照の上、いずれかの法定検査をお申し込みください。申込みの方法は表面のとおりです。

浄化槽使用開始後の経過期間	法定検査の種類
使用開始前又は使用開始後8か月以内の場合※	7条検査
使用開始後、9か月以上経過している場合	11条検査

※7条検査の申込みは、浄化槽の使用前でも可能です。

2 お問い合わせ先

(1) 本通知の内容、浄化槽法に関すること

〇〇健康福祉センター（〇〇保健所） 〇〇課

（所在地：〇〇市〇〇 電話番号：000-000-0000 FAX：000-000-0000）

※転居や家屋の売買等により浄化槽管理者が変更になる場合や、下水道への接続等、浄化槽を廃止（解体）された場合、浄化槽の使用を休止している場合などには届出等が必要になりますので、御連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 法定検査に関すること

（一財）静岡県生活科学検査センター 検査推進課

（所在地：焼津市塩津1番地の1 電話番号：054-621-5863 FAX：054-621-5450）

「（一財）静岡県生活科学検査センター」とは

水質検査をはじめ、人と環境に係る様々な検査を行っている機関であり、静岡県知事が浄化槽法の規定に基づいて、静岡県内で浄化槽の法定検査を行うことができる者として指定した県内唯一の指定検査機関です。

ホームページ：<https://www.shizuokaseikaken.or.jp/sisetu/jouka.html>



ホームページ